

「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改正後	改正前
<p>1 取扱いの基本的な考え方</p> <p>(1) 長官指定告示物品の指定等は、次の基本的な考え方で行う。</p> <p>イ 指定する物品は酒類の品質保全上及び食品衛生法上酒類に混和しても問題がない物品であること。</p> <p>ロ 長官指定告示物品名は、以下に掲げるいずれかの名称により指定する。</p> <p><u>(イ) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第3条別表第2の添加物名</u></p> <p><u>(ロ) 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成7年法律第101号）附則第2条第4項の規定により公示された既存添加物名簿に記載されている添加物名</u></p> <p><u>(ハ) 一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。）については、食品衛生法に基づく添加物の表示等について（平成8年5月23日衛化第56号厚生省生活衛生局長通知）の別添3「一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用される品目リスト」（以下「品目リスト」という。）に記載されている添加物名</u></p> <p><u>なお、品目リストに記載のない一般飲食物添加物については、一般飲食物添加物であることが特定できる科学的に適切な名称</u></p> <p><u>ハ 2以上の物品を混合して製造した物品（以下「製剤」という。）にあっても、混合前のそれぞれの物品がすべて前記ロに該当する長官指定告示物品であること。</u></p> <p>ニ 長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させる目的で長官指定告示物品と共存させる物品（以下「副剤」という。）についても別途指定する。</p> <p><u>なお、副剤にあっても前記ロに該当するものであること。</u></p> <p>(2) 長官指定告示物品は、酒税法施行規則第13条第8項第3号の規定に基づき、あくまで酒類保存のため混和が認められるものであるから留意すること。このため副剤を含めた長官指定告示物品の使用目的の細目を設けその使用目的を限定するとともに、長官指定告示物品（副剤を含む。）及び製剤について、成分規格及び試験方法を定める。</p>	<p>1 取扱いの基本的な考え方</p> <p>(1) 長官指定告示物品の指定は、次の基本的な考え方で行う。</p> <p>イ 指定する物品は酒類の品質保全上及び食品衛生法上酒類に混和しても問題がない物品であること。</p> <p>ロ 長官指定告示物品名は、<u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第3条別表第2の添加物又は食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成7年法律第101号）附則第2条第4項により既存添加物名簿に記載されている添加物のそれぞれの名称に則り指定する。従って、これら長官指定告示物品を混合して製造した物品（以下、「製剤」という。）にあっても全てのこれらの物品からなるものであること。</u></p> <p>ハ 長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させる目的で長官指定告示物品と共存させる物品（以下、「副剤」という。）についても指定する。<u>なお、副剤にあっても前記ロに該当するものであること。</u></p> <p>(2) 長官指定告示物品は、酒税法施行規則第13条第8項第3号の規定に基づき、あくまで酒類保存のため混和が認められるものであるから留意すること。このため副剤を含めた長官指定告示物品の使用目的の細目を設けその使用目的を限定するとともに、長官指定告示物品（副剤を含む。）及び製剤について、成分規格及び試験方法を定める。</p>

改正後	改正前
<p>2 長官指定告示物品の使用目的、成分規格及び試験方法について（省略）</p> <p>3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い</p> <p>(1) 長官指定告示物品の指定を受けようとする者がある場合には、別紙様式1「国税庁長官指定告示物品指定申立書」（以下「申立書」という。）により申立てさせること。</p> <p>なお、申立書の効能及び成分分析については、同表の細目の種類欄に規定する物品の種類ごとに定められた項目欄の試験項目について試験方法欄の試験方法（試験方法の詳細は国税庁所定分析法（昭和36年1月11日付国税庁訓令第1号）又は食品衛生法）により、公的機関（国又は地方自治体の附属試験研究機関又はこれらに準ずる機関をいう。）が行った試験成績書を添付させること。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) （省略）</p> <p>4 指定後の定期検査について</p> <p>長官指定告示物品のうち既存添加物名簿に記載されている物品、<u>一般飲食物添加物</u>又は食品を含む製剤（以下「既存添加物名簿物品含有製剤等」という。）については、その物品が天然物に由来するという基原の特殊性から、酒類に混和する物品の品質を維持する目的のため、平成9年10月1日から次により定期検査を実施する。</p> <p>(1) 既存添加物名簿物品含有製剤等の定期成分検査の方法</p> <p>イ 既存添加物名簿物品含有製剤等の発売元（発売元がない場合は製造者。以下同じ。）に対しては、毎年別紙様式2「国税庁長官指定告示物品の定期成分検査報告書」（以下「定期成分検査報告書」という。）に当該製剤の効能書を添付の上、国税庁長官あて提出するよう指導すること。この場合において、同じ発売元が発売する製剤のうち同一告示物品を使い配合のみ異なるものが複数ある場合にあっては、販売量の最も多い配合のものについて定期成分検査報告書を提出し、それ以外の配合のものについては別紙様式3「長官指定告示物品の配合を異にする製剤の報告書」（以下「製剤の報告書」という。）を提出することとして差し支えない。</p>	<p>2 長官指定告示物品の使用目的、成分規格及び試験方法について（同左）</p> <p>3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い</p> <p>(1) 長官指定告示物品の指定を受けようとする者がある場合には、別紙様式1「国税庁長官指定告示物品指定申立書」（以下「申立書」という。）により申立てさせること。</p> <p>なお、申立書の効能及び成分分析については、同表の細目の種類欄に規定する物品の種類ごとに定められた項目欄の試験項目について試験方法欄の試験方法（試験方法の詳細は国税庁所定分析法（昭和36年1月11日付国税庁訓令第1号）又は食品衛生法）により、公的機関（国又は地方自治体の附属試験研究機関又はこれらに準ずる機関をいう。）が行った試験成績書を添付させること。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>4 指定後の定期検査について</p> <p>長官指定告示物品のうち既存添加物名簿に記載されている物品、<u>食品として使用されている添加物</u>又は食品を含む製剤（以下「既存添加物名簿物品含有製剤等」という。）については、その物品が天然物に由来するという基原の特殊性から、酒類に混和する物品の品質を維持する目的のため、平成9年10月1日から次により定期検査を実施する。</p> <p>(1) 既存添加物名簿物品含有製剤等の定期成分検査の方法</p> <p>イ 既存添加物名簿物品含有製剤等の発売元（発売元がない場合は製造者。以下同じ。）に対しては、毎年別紙様式2「国税庁長官指定告示物品の定期成分検査報告書」（以下「定期成分検査報告書」という。）に当該製剤の効能書を添付の上、国税庁長官あて提出するよう指導すること。この場合において、同じ発売元が発売する製剤のうち同一告示物品を使い配合のみ異なるものが複数ある場合にあっては、販売量の最も多い配合のものについて定期成分検査報告書を提出し、それ以外の配合のものについては別紙様式3「長官指定告示物品の配合を異にする製剤の報告書」（以下「製剤の報告書」という。）を提出することとして差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>なお、定期成分検査報告書の効能及び成分分析については3の(1)のなお書きと同様に試験成績書を添付させること。</p> <p>□ 国税庁長官は当該定期成分検査報告書の報告書に基づいて審査を行う。</p> <p>(2) 進達期限等 (省略)</p> <p>5 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について (省略)</p> <p>6 長官指定告示物品の取消し (省略)</p> <p>別表1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義 (省略)</p> <p>別表2 長官指定告示物品又はその製剤及び副剤の成分規格並びに試験方法 (省略)</p> <p>別紙様式1 国税庁長官指定告示物品指定申立書 (省略) (記載要領)</p> <p>この申立書は当該商品の発売元(発売元がない場合は製造者)が作成し提出してください。</p> <p>1 「物品名」については、<u>食品衛生法施行規則第3条別表第2、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律附則第2条第4項の規定により公示された既存添加物名簿及び食品衛生法に基づく添加物の表示等について(平成8年5月23日衛化第56号厚生省生活衛生局長通知)の別添3「一般に食品として飲食に供される物であって添加物として使用される品目リスト」</u>に掲載されている物品名で記入してください。また、副剤を含有する場合にあっては副剤の物品名と指定を希望する物品1</p>	<p>なお、定期成分検査報告書の効能及び成分分析については3の(1)のなお書きと同様に試験成績書を添付させること。</p> <p>□ 国税庁長官は当該定期成分検査報告書の報告書に基づいて審査を行う。</p> <p>(2) 進達期限等 (同左)</p> <p>5 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について (同左)</p> <p>6 長官指定告示物品の取消し (同左)</p> <p>別表1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義 (同左)</p> <p>別表2 長官指定告示物品又はその製剤及び副剤の成分規格並びに試験方法 (同左)</p> <p>別紙様式1 国税庁長官指定告示物品指定申立書 (同左) (記載要領)</p> <p>この申立書は当該商品の発売元(発売元がない場合は製造者)が作成し提出してください。</p> <p>1 「物品名」については、<u>食品衛生法施行規則第3条別表第2及び食品衛生法附則第2条第4項の既存添加物名簿</u>に掲載されている物品名で記入してください。また、副剤を含有する場合にあっては副剤の物品名と指定を希望する物品1キログラム当たり<del>に</del>に混和する重量をグラムの小数点第1位を四捨五入し記入してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>キログラムあたりに混和する重量をグラムの小数点第1位を四捨五入し記入してください。</p> <p><u>なお、品目リストに記載のない一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいいます。）については、一般飲食物添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって記入してください。</u></p> <p>2 （省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 （省略）</p> <p>6 （省略）</p> <p>7 （省略）</p> <p>8 （省略）</p>	<p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>4 （同左）</p> <p>5 （同左）</p> <p>6 （同左）</p> <p>7 （同左）</p> <p>8 （同左）</p>
<p>別紙様式2 国税庁長官指定告示物品の定期成分検査報告書 （省略） （記載要領）</p> <p>この報告書は当該商品の発売元（発売元がない場合は製造者）が作成し提出してください。</p> <p>1 定期成分検査報告を必要とする「既存添加物名簿物品含有製剤等」は次のとおりです。</p> <p>(1) 長官指定告示物品のうち既存添加物名簿に記載されている物品（副剤を含む。）を含む製剤</p> <p>(2) <u>一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物と</u></p>	<p>別紙様式2 国税庁長官指定告示物品の定期成分検査報告書 （同左） （記載要領）</p> <p>この報告書は当該商品の発売元（発売元がない場合は製造者）が作成し提出してください。</p> <p>1 定期成分検査報告を必要とする「既存添加物名簿物品含有製剤等」は次のとおりです。</p> <p>(1) 長官指定告示物品のうち既存添加物名簿に記載されている物品（副剤を含む。）を含む製剤</p> <p>(2) <u>食品として使用されている添加物又は食品を含む製剤</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>して使用されるものをいいます。)</u>又は食品を含む製剤</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>別紙様式3 長官指定告示物品の配合を異にする製剤の報告書 (省略) (記載要領) (省略)</p>	<p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>別紙様式3 長官指定告示物品の配合を異にする製剤の報告書 (同左) (記載要領) (同左)</p>